



Title	岩波新書『中国の歴史』を踏まえた教科書記述への提言：古典国制と都城制を題材に
Author(s)	小野，遼樹；栗山，恵輔；真木，康彦 他
Citation	大阪大学歴史教育研究会 成果報告書シリーズ. 2022, 19, p. 1-32
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/91441
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

岩波新書『中国の歴史』を踏まえた教科書記述への提言

—古典国制と都城制を題材に—

小野遼樹・栗山恵輔・真木康彦・松本捷

序章

本稿では、岩波新書『中国の歴史』シリーズの中でも第1巻から第3巻で取り上げられた内容を中心的に扱う。このシリーズがこれまでの概説書では説明されてこなかった部分をどのように取り上げたか、その一方でそのような点の説明が不足しているか、といった当シリーズの到達点と疑問点を分析する。その上でシリーズ内の記述やそれを踏まえた考察に基づいた教科書記述を提案する。当シリーズの成果を教育現場に還元していくための一つの方法として、従来の教科書記述をどのように変えることができるかを示していきたい。まずは本稿の前提として、岩波新書『中国の歴史』シリーズの到達点と疑問点および世界史教科書での中国史の説明に関する問題点を取り上げる。

1. 岩波新書『中国の歴史』シリーズの到達点と疑問点

岩波新書『中国の歴史』シリーズは王朝断代史観の克服と多元性の追求が目標に掲げられている。これまでの中国の歴史に関する説明は、「時代輪切りの編成で、時系列にそって分かりやすい」¹ものの、中国は「多元的なはずだが、従前の中国史はそこをとらえきれなかった」²としている。その理由として「『中国』という自明の枠組みを時代ごとにみるだけだったから」³と指摘し、そうではなく多様な中国の姿に迫っていくことが必要だとしている。

その中で当シリーズの到達点として二点挙げられる。まずは歴代王朝の支配に通じる制度や思想に焦点を当て、それを「古典国制」と表現した点である。これはシリーズの中でも第1巻『中華の成立』（渡辺信一郎）の特徴であるが、漢代に成立した法制や礼楽制度などが「歴代王朝が絶えず参照する政治社会のありかたとなった」⁴と指摘した意義は大きいだろう。二点目として挙げられるのは、「中国」とは何かを問い直し、その言葉が指す

¹ 『シリーズ 中国の歴史』全巻共通「いま、中国史をみつめなおすために」i頁。

² 『シリーズ 中国の歴史』全巻共通「いま、中国史をみつめなおすために」ii頁。

³ 『シリーズ 中国の歴史』全巻共通「いま、中国史をみつめなおすために」ii頁。

⁴ [渡辺 2020、108 頁]。

範囲の様相を説明した点である。漢民族だけに留まらない多元性を含む「中国」、同じ領域のまま変化しないのではなく拡大と縮小を繰り返す「中国」としてその領域や支配の変遷を追っている点は重要である。

しかし、当シリーズではあまり説明が充実していないと感じられる部分もある。それは伸縮する「中国」の説明が重視される一方、その中心地の在り方について言及が少ない点である。「中国」が軸としていたものが何かという問題は、「中国」の軸となっていた場所の在り方を知ることで説明することが可能になる。「中国の中心」の在り様を説明することによって、伸縮する「中国」の在り方をよりはっきりと理解できるようになるだろう。

2. 現行の世界史教科書における中国史の記述に見られる特徴

それでは、現在使用されている世界史教科書では中国史はどのように説明されているのか。ここでは当シリーズおよび本稿の内容に即し、「古典国制」に関係する部分や「中国」の指す領域に関する記述を見ていきたい。

「古典国制」という言葉は直接使用されていないが、「古典国制」を「2000年に及ぶ中国歴代王朝を貫く制度」と読み替えると、そうした記述を随所に認めることができる⁵。だが、中国歴代王朝を貫く制度が存在したということを一箇所では包括的に説明する教科書が少ないという問題もある。郡県制や朝貢制度の成立、儒教による官僚制や法制の整備など、各項目でその内容が後々まで続くことには触れられているが、それらが「歴代王朝の根底にある制度」という共通性を有していることは把握しにくい。

次に「中国」の領域についてだが、基本的には中華人民共和国の範囲を想定して記述する傾向がある。中国史の項目における「中国」は漢民族を中心とした王朝が支配する存在であり、モンゴル高原・チベット高原・東トルキスタンなどの地域は基本的に中国王朝と敵対する存在として描かれて、「農業地帯の王朝と遊牧民族勢力の対立」という説明が基本線になっている。だが、新学習指導要領の「世界史探究」では東アジアと中央ユーラシアの相互関係に注目することが強調されている⁶。今後は「中国」を東アジアの枠内だけで見るのではなく、中央ユーラシア地域とどのように混ざり合いながら展開していたかという視点が必要になると言えよう。

3. 本稿の課題設定

「中国」の歴史を新たな角度から研究する動きがある中、教育の場では従来の王朝断代史観に即した説明が依然として残っている。特にそれは学習の基本である教科書の問題が大きいだろう。勿論、先学の研究成果を踏まえた教科書の説明を根本から覆す必要はない

⁵ 第1章ではこの点について各社の教科書を詳細に分析している。特に別表参照。

⁶ 「世界史探究」B 諸地域の歴史的特質の形成 (3) 諸地域の歴史的特質 イ (ア) では「東アジアと中央ユーラシアの歴史に関わる諸事象の背景や原因、結果や影響、事象相互の関連、諸地域相互の関わり」などに着目してその歴史的特質を理解することが目指されている [文部科学省 2019、296-297 頁]。

が、新たな視角を盛り込んだ記述があっても良いのではないか。「中国」という枠組みや王朝の交代による体制断絶を自明視することなく、様々な地域・勢力・制度を含んだ「中国」の歴史を記述していく必要があるのではないだろうか。

岩波新書『中国の歴史』シリーズはそうした教科書記述を考えるにあたり、大いに参考になる視角を提供している。到達点と疑問点それぞれあるが、その成果を検討しそれを教科書記述に反映させていくことは、新たな角度での「中国」の歴史を示すために必要である。本稿第1章では、当シリーズの到達点として挙げた「古典国制」に関して教科書との比較も交えてより深く掘り下げていく。疑問点として指摘した「中心」の在り方については第3章、中でも第1節で検討する。「中国の中心」を具体的に考察するにあたり都城制を取り上げ、その性格や変化について考察を行う。

歴史教育との接続という観点に立つのであれば、中国の話を中国のみで完結させてはならない。「世界とそこにおける日本を広く相互的な視野から捉える」⁷という目標を掲げた「歴史総合」が始まろうとしている教育の現場では、「世界の中の中国」や「日本と中国の繋がり」といった視点も必須になる。こうした状況を踏まえ、本稿ではヨーロッパや日本との比較分析も行っていく。第2章では、中国史としての説明で提示された「古典国制」という概念の形成はヨーロッパでも見られる現象と言えるのかという点について、王位継承という観点から検討を行う。第3章第2節では、都城制と畿内制を取り上げて日本の「中心」がどのように設定されていたかに迫り、中国の理念や制度と日本など周辺諸国の関係がいかなるものだったかを示す。

以上の課題設定と方法により、岩波新書『中国の歴史』で新たに説明された内容を掘り下げ、その一方で説明が不足している内容の考察を行う。その中で、中国史のみの検討に留まることなくヨーロッパ史や日本史相互の比較分析も実施する。そして、こうした内容を反映した教科書記述を提案していきたい。

第1章 中国の古典国制と隋唐帝国の性格

中国の古典国制とは、秦漢帝国から清に至る歴代王朝に一貫して受け継がれてきた基本原理である。

1. 中国の古典国制では、まずその具体的内容を検討する⁸。従来の高校世界史では王朝毎に政策・制度などの歴史用語を覚える「王朝断代史」的な理解が主流だったが（例えば「周＝封建制、秦＝郡県制」など）、この概念に基づいて「王朝断代史観」を克服し、変わるものと不変のものを区別すれば、中国とは何かを考える手がかりになり得ると考えたからである。次に、現行の高校世界史B教科書で、古典国制に当たるものがどのように説明されて

⁷ [文部科学省 2019、401 頁]。

⁸ 本稿では、[渡辺 2020]、[丸橋 2020]、[渡辺 2003] に基づいて検討する。

いるかを確認し、どのような記述が必要かを考える。

2. 隋唐帝国の性格では、隋唐がどのような点で中華帝国の伝統を引き継ぎ、どのような面で遊牧国家特有の性格を持っていたのかを検討し、隋唐帝国を扱う場合の留意点を考える。隋唐帝国に焦点を当てたのは、古典国制再編の時期⁹であると同時に、第3章で述べる日本の古典国制形成に決定的な影響を与えた時代でもあったからである。

1. 中国の古典国制

1.1. 古典国制とは何か

古制（古典）に基づく国制は秦に始まる。始皇帝は郡県制・法治主義により天下を実効支配したが、春秋以来の法治主義に基づく軍事的秩序を、平時に全社会的に拡大させて統治した¹⁰。さらに前漢末には天下観念が完成し¹¹、天下観念を反映して古制に基づく国制の整備が進展した。古典国制の整備は、前漢元帝期翼奉による洛陽遷都建言（前46年）に始まり、後漢明帝の典章制度確立（59年）に終わった。この間王莽の改革がその根幹をなした。新滅亡後、王莽の改革を光武帝・明帝が引き継いで古典国制を完成させた¹²。

以下、渡辺信一郎の論を基にして¹³、古典国制の中核と考えられる5項目を挙げる。

①「天下」の観念。これは皇帝が実効支配する領域という実態と、生民論に基づく皇帝支配の正統化というイデオロギーから成る。その特質は以下の4点である。

- i. 天下は中国皇帝が実効支配する領域であり、中国王朝の呼称にもなった。唯一の天下型国家である中国と周囲の蕃国型国家の関係は、時代により羈縻支配・冊封・貢納として現れた。
- ii. 天下の統治は「生民論」に基づく。すなわち「生民には自治能力がないので、天が君主に生民の統治を委任した（委任統治論）」と、君主の権力の根源を天に求める。
- iii. したがって君主は、生民の生活安定のため賢者を官僚に任命して善政を行い、天命に応える義務を負う（専制主義否定論）。
- iv. 「生民論」は、君主の支配権をイデオロギー的に正統化するもので、現実政治における武力による支配を補強する機能を持った¹⁴。

②祭天儀礼と礼法。委任統治論をとる限り、君主は権力の根源である天に働きかけ、天から承認を受けていることを眼に見える形で示し続けなければならない（徳の証明）。そのために、祭天儀礼を中核とする様々な礼楽典章制度・典章服飾制度を確立した。したがって祭天儀礼・礼法は、古典国制の中核をなす。これら諸制度も、天下観念が完成した前漢末・

⁹ [渡辺 2020、188 頁]、[渡辺 2020、190 頁]

¹⁰ [渡辺 2020、80 頁]、[渡辺 2003、74 頁、特に 126 頁]。

¹¹ [渡辺 2020、43-46 頁]、[渡辺 2003、121-122 頁、125 頁]。

¹² [渡辺 2020、108-110 頁、115-118 頁、131 頁]、[渡辺 2003、128 頁、132 頁]、[丸橋 2020、25-26 頁]。

¹³ 以下の5分類は、[渡辺 2003 第3章・第5章]をもとに、著者が分類したものである。

¹⁴ [渡辺 2020、110-113 頁]、[渡辺 2003、46-51 頁、119-121 頁]。

後漢初に完成した¹⁵。

③祭祀（礼）と軍事（法律）からなる国政の上部構造。祭祀と軍事が組み合わさり国政の中枢を構成した。王莽は礼制だけでなく軍事も古制への復古を図ったので社会的混乱を招いた。そこで光武帝・明帝は、礼制と軍事が分立する体制を復活させた。後漢以降権力を中心となる尚書体制は、唐代の尚書六部体制で完成し清末まで続く。祭祀（礼）は礼楽典章を、軍事（法律）は軍事令律を基軸に、六部のうち吏部・戸部・礼部が祭祀を、兵部・工部・刑部が軍事を担った。礼制・礼楽は支配層の規範となり、礼楽の継承は正統性の根拠とみなされた¹⁶。また祭祀・礼制・礼楽が支配層の規範となったのに対して、民衆統治の基盤は法学・法術であり、両者の併用も中国の原則となった¹⁷。

④天子としての王権と皇帝としての王権が並列。前者は統治委任論に基づく天が与えた王権で、後者は武力で権力を奪った王朝の祖から私的な家系により世襲された皇帝としての王権である。両者は本来矛盾するものだったが、南北郊祭祀で天（祭天儀礼）地（宗廟祭祀）を祀ることにより、この矛盾を解消した¹⁸。

⑤封建制・郡県制・貢献制による統治。貢献制（一般には朝貢制）は竜山文化期に始まり、殷代以降諸侯による貢納の儀礼が複雑化し、西周では血縁的社会統合に基づく封建制に発展する。春秋戦国期、特に商鞅の変法により地縁を基礎にした郡県制が生まれた。漢代には貢献制が諸外国との関係にも拡大され、貢献制は、帝国直轄地の郡国、帝国外部の封建制、帝国外部の単純な貢納関係を貫く普遍的な統合原理となった。また、郡県制における官僚制による中央集権的統治制度は、中国の基本的統治形態となった¹⁹。

古典国制の中心を為す以上 5 項目の他、[渡辺 2020] によれば、⑥三公制度・畿内制度・十二州牧制度による中央・地方の行政制度²⁰、⑦三層構造の統治空間²¹、⑧儒教的教養に基づく官吏登用制²²も、清まで続く統治システムであり、これらも古典国制を構成するものと考えて良いと思う。

⑥は王莽が作った諸制度の中でも後世の国制の基礎となった。王莽は後 14 年、天下（全国土）を九州に分割し、各州に州牧（長官）を置いた。さらに天下を 125 郡に分割し、各郡に卒正・連率・大尹（長官）と属令・属長（武官）を、郡と州との間には 25 名の部監（監察官）を、郡の下には 2203 県を設置し県宰（長官）をおいた。これは前漢以来の地方制度を再定義したもので、郡県制を世襲の封建制と融合させ後世の行政制度の基礎となった²³。

¹⁵ [渡辺 202、98 頁、113 頁、116 頁]、特に [渡辺 2003、125-126 頁]。

¹⁶ [渡辺 2020、135-136 頁、188-190 頁]、[渡辺 2003、132-137 頁]、[丸橋 2020、71 頁]。

¹⁷ [渡辺 2020、71 頁、107-108 頁]。

¹⁸ [渡辺 2003、188-191 頁]。

¹⁹ [渡辺 2020、29 頁 31-33 頁 35-38 頁 58-60 頁 68 頁 83 頁 特に 101-102 頁 140 頁] [丸橋 2020、6 頁、25 頁]。

²⁰ [渡辺 2020、127-129 頁、196 頁]、[渡辺 2003、131 頁]、[丸橋 2020、71 頁]。

²¹ [渡辺 2020、13-15 頁、17 頁、23 頁、27 頁、78 頁、87-89 頁、100 頁、150 頁]。

²² [渡辺 2020、140 頁、193-195 頁]、[丸橋 2020、32 頁、53-54 頁、64-65 頁、71 頁]。

²³ [渡辺 2020、127 頁]。

また九州の中央一州には東西の都（長安と洛陽）を置き（両都制）、両都周辺に 12 郡、さらにその周辺に 13 郡を置き、中央一州 25 郡を特別行政区とした。これは最初の畿内制度であり、後世の畿内制度、とりわけ隋唐の両畿制の祖型となった²⁴。

1.2. 高校教科書に「古典国制」はどう書かれているか

通史を扱った一般の概説書で、古典国制のような歴代王朝を貫く 2000 年間変わらない特質をまとめた記述は少ない。しかし『市民のための世界史』は、「秦漢時代の前後には、中国文明と中華帝国を 2000 年間支え続けてきた仕組みの多くが成立した」と述べ、具体例として官僚制、法制、中央集権的統治体制、天命思想や易姓革命の理念、華夷思想（中華思想）、華夷思想に基づく朝貢・冊封、天下の観念を挙げている²⁵。

高校の教科書はどうか。現行の世界史 B 教科書（4 社 7 種）を検討した。「古典国制」「生民論」などの語はどの教科書にもないが、これらの語を用いなくても「歴代王朝を貫く制度・概念」の存在を記述することは可能である。「清末まで続く」「その後の中国の～」といった類いの説明を伴った記述を全て抜き出し、以下の 5 項目に分類して章末の別表にまとめた。分類の基準は筆者による。

- A. 儒教（儒学）に基づいた統治（7 冊中 5 冊が記述）。～上記 1.1 の①・⑧と関係する。
- B. 中央集権的官僚制（郡県制）（4 冊が記述）。～同じく⑤・⑥と関係する。
- C. 朝貢・冊封（2 冊が記述）。～同じく⑤・⑦と関係する。
- D. 天下の観念・天命の観念（2 冊が記述）。～同じく①・②と関係する。
- E. 中華思想・華夷思想（2 冊が記述）。～同じく⑤・⑦と関係する。

以上から、古典国制の教科書記述に関して、以下の 3 つの問題が指摘できる。

1. 単一王朝の説明に留まっている場合が多い。「儒教」「郡県制」「冊封・朝貢」「中華（華夷）思想」などの用語は、全ての教科書に記載がある。また「天下・天命の観念」も、その起原となる易姓革命論や禅譲放伐まで含めれば、6 冊の教科書が解説している。しかしそれらを「清末まで（禅譲は北宋まで）一貫して続く」とまで説明した例は、上記のようにかなり少ない。別表にあげた教科書以外は、例えば「儒教なら武帝と董仲舒」、「郡県制なら始皇帝」以外との関わりが読み取れない記述になっている。

2. 歴代王朝を貫く制度と書いている場合でも、各項目の記述が分散している。例えば「儒教は前漢」、「郡県制は秦」のところに書かれている。このため、最も充実した解説を施している『新世界史』でも、2000 年間一貫した「諸」制度があったことを把握するのは、予備知識がなければ困難だと思う。

3. 重要と思われるが全く書かれていない項目もある。渡辺信一郎が重視していると考えられる諸項目のうち、②のうち祭天儀礼は 1 冊のみ、②の礼法、③祭祀と軍事の関係、④天子と皇帝の関係についてはどの教科書も全く触れていない（別表参照）。

²⁴ [渡辺 2020、128 頁、196 頁]。

²⁵ [大阪大学歴史教育研究会 2014、40-41 頁]。

教科書は字数の制約があるので本文では困難だろうが、コラム等で「歴代王朝に一貫する諸制度」をまとめることは可能なのではないか。王朝毎に変化する事象とは別に、王朝交替によっても変わらない中国史を貫流する制度や理念を認識して、「中国とは何か」を考える契機を作りたい。

2. 隋唐帝国の性格

次に、隋唐帝国の性質に関する論争を紹介し、高校の授業ではどのような解説が必要かを考察する。隋・唐の皇帝の家系が鮮卑拓跋氏・北朝の系譜を引くことは明確だが、その国制はどうだったのか。漢以来の古典国制を継承した中華帝国の性格が強い国家だという従来の考え方に対して、遊牧民の伝統が濃いので拓跋国家と呼ぶべきであるという説が提唱されている²⁶。

検討対象に隋唐を選んだのは、第一に渡辺がこの時代を古典国制再編の時代と位置づけていることによる²⁷。第二に、都城制・畿内制²⁸、礼制・礼楽、律令制、仏教的世界観²⁹、天命思想、貢献制³⁰など、日本の「国制」形成に多大な影響を与えた王朝だからである（第3章参照）。

2.1. 「中華帝国」の要素

以下、古典国制を継承している事項を列举する。①中央統治機構と律令・礼楽。王莽から北魏孝文帝へ継承された中央官制は、隋文帝の三省六部体制となり唐で完成した³¹。②郡県制。名称の変遷はあるが、秦以来の中央集権的官僚制は継続した³²。③両都制。煬帝は「首都大興とは別に、…（中略）…洛陽に都城を造り（東都）…（中略）…事実上の首都とした。この両都制は王莽の両畿制の復活であり、唐の両都制にも受け継がれた³³」。④天命の観念。武則天は仏教教義により自らの王権を正統化し、高宗・武則天・玄宗は封禅祭祀を挙行した³⁴。⑤貢献制。南朝は海洋世界に朝貢国を求めたが、唐はこれを継承した³⁵。⑥法制・礼制。「隋唐両朝の下で完成された法制や礼制は、北朝（とくに北魏・北斉の制度）のみならず南朝（とくに梁・陳）の制度³⁶」も組入れ両者を統合したものだった。⑦募兵制・両税法＝府兵制・租庸調（渡辺氏の用語では租調役）制は北朝起源だが募兵制・両税法は南朝の

²⁶ 代表例が〔森安 2007〕。また杉山清彦が著者の一人である『新詳世界史B』（帝国書院 2017年検定）も拓跋国家と明言している。

²⁷ 〔渡辺 2020、188 頁〕

²⁸ 〔応地 2011、426-448 頁、459-460 頁〕。

²⁹ 〔末木 2016、16 頁、25 頁〕。

³⁰ 〔村井 2013、5 頁（天命思想）、10 頁（貢献制・天下観念）〕。

³¹ 〔森安 2007、182 頁〕。

³² 〔渡辺 2020、190-191 頁〕。

³³ 〔渡辺 2020、195-196 頁〕、〔丸橋 2020、75 頁〕。

³⁴ 〔渡辺 2020、201 頁〕。

³⁵ 〔丸橋 2020、80 頁、81 頁〕。

³⁶ 〔丸橋 2020、78 頁〕。

遺産である³⁷。

古典国制以外で中華の伝統を引き継いだ要素として、以下の2点がある。⑧宮廷言語・統治言語は漢語であった³⁸。⑨元号の使用。時を支配する（＝暦を作成する）のは皇帝の専権事項であり、元号は中華特有の伝統である。したがって隋も唐も元号を使った点では、中華の「正統」の観念を引き継いでいる³⁹。

2.2. 「拓跋国家」の要素

同様に、遊牧民的性格を表している事項を列挙する。特に森安孝夫は、最も明確に唐は拓跋国家であると主張している著作である。①周囲のテュルク系遊牧民は唐を「拓跋」と認識していた⁴⁰。②テュルク系遊牧民が唐の軍事力の中核であったこと。吐谷渾・高昌国・西突厥・高句麗を滅ぼすのに、既存の府兵の組織だけでは不足だった⁴¹。③ソグド系突厥が唐に大量移住し、商業・政治・外交・軍事各部門で重きをなしたこと⁴²。④陵墓の形態。通常中国皇帝の陵墓は南面しているが、太宗と皇后の昭陵は北面して蕃君長に謁見する形になっている。…昭陵は南面する中華皇帝（天子）と北面する天可汗との両方を象徴している⁴³。⑤皇帝の尊号。「皇帝に尊号を加えるという伝統は唐代の高宗に始まるが、これは突厥の影響⁴⁴」。⑥文化（漢詩の起原）。中華伝統の詩文と思われがちな漢詩も、テュルク系遊牧民起源である⁴⁵。

2.3. 高校教科書の記述

「中華帝国」という用語を使っているのは、『世界史B』（東京書籍）のみだが、その直前には「北朝で胡漢融合が進んだ」と明記し、「中華」の内実が秦漢とは異なっていることも示唆している⁴⁶。一方、「拓跋国家」と明記しているのは帝国書院のみである⁴⁷。

以上を踏まえて、高校世界史の授業では、以下の3点を特に強調すべきであると考え。①隋唐帝国の特徴として、秦漢以来の中華帝国の伝統・中国の古典国制を引き継ぎつつ、遊

³⁷ [丸橋 2020 80 頁]。

³⁸ [森安 2007、183 頁]。

³⁹ [岡田 1992、99-100 頁]。

⁴⁰ [古松 2020、38-39 頁]。同様の記述が[森安 2007、164 頁、165 頁]。

⁴¹ [古松 2020、41 頁、55 頁]。他に[森安 2007、140-144 頁]。

⁴² [古松 2020、46-47 頁]。同様の記述が[森安 2007、313 頁、316 頁]。

⁴³ [森安 2007、166-167 頁]。

⁴⁴ [森安 2007、168 頁]。

⁴⁵ [大阪大学歴史教育研究会 2014 52-53 頁]。

⁴⁶ 北朝以来、北方遊牧民と漢族の融合が進み、遊牧社会と農耕社会が接する地域から登場した一群の人々が中核となって隋唐王朝が登場する。…（中略）…秦漢時代以来の中華帝国が再建された。『世界史B』（東京書籍 2015 年度検定 87 頁）。

⁴⁷ 華北では鮮卑をはじめとした遊牧部族が漢人知識人・貴族と連合して支配層となり、遊牧民・漢人農民など多様な人々を統治…（後略）。北朝から隋、唐にいたる一連の王朝の支配層は、いずれも鮮卑拓跋部出身者を中心としていたため、拓跋国家と総称される。『新詳世界史B』（帝国書院 2016 年度検定、64-65 頁）。

牧民的要素を融合させた国家である⁴⁸。②その「中華」自体も、魏晉南北朝の混乱期・融合期を経て、政治的・文化的・民族的に秦漢の「中華」とは大きく変容した⁴⁹。③中華の伝統を引き継ぐ要素が強いのか、遊牧民の伝統を守った要素が強いのかをめぐって、学界で論争があることを紹介する。これは、歴史総合第1章「歴史の扉」の具体例にもなりえるだろう。

⁴⁸ [渡辺 2020、199-200 頁]、[森安 2020、140 頁]。

魏晉南北朝の分裂時代は、同時に様々な民族の融合が進んだ時期でもあった。華北では、北魏の漢化政策のもと、胡・漢の通婚が行われ、北方民族の服装や言語などの中国化が進行するとともに、中国側でも床に座る生活から椅子とテーブルの生活への変化が始まるなど、北方民族の風習が取り入れられた。…（中略）…このような民族融合は、のちの隋唐帝国の統一の基礎となった。『新世界史B』（山川出版社 2016 年度検定 90 頁）。

隋代から唐代前期の文化は、北方民族と漢人の融合した要素をもち、また西アジアの文化も受け入れて国際的な広がりを見せた。『新世界史B』（山川出版社 2016 年度検定 94 頁）。

3～7 世紀の中国は、分裂と再統合の時代であり、民族融合の時代でもあった。とくに 4～5 世紀、…（中略）…混血や文化の融合がみられた。北魏から隋・唐にいたる一連の王朝では、拓跋氏出身者を中心に、それと協力した漢人貴族が支配層を形成し、胡漢勢力の融合した政権を築いた。そのもとで、遊牧民や漢人など多様な人々を統治する胡漢融合帝国が形成された。その典型が唐帝国である。（実教出版 2015 年度検定 88 頁）。

⁴⁹ [森安 2007、139 頁]。

(別表) 世界史B教科書に記載された「古典国制の記述」

A. 儒教（儒学）に基づいた統治（7冊中5冊が記述）	
『新詳世界史B』（帝国書院）[53頁]	武帝の時期に董仲舒ら儒家官僚の勧めで漢学とされた儒教は、やがて清代にかけて定着し、以後 2000 年近くにわたって王朝を支える政治思想となった。
『新選世界史B』（東京書籍）[55頁]	約 400 年間続いた漢は、その後の歴代王朝のモデルとなった。…（中略）…この時代に中国の社会と文化の基礎が固まった。とくに、武帝の時に、董仲舒の意見により国家の学問となった儒学は、上下の秩序を守るのに役立つため王朝支配をうらづける政治哲学となり、經典の研究(訓詁学)が進められて後代にうけつがれた。
『新世界史B』（山川出版社）[70頁]	その後 20 世紀初めにいたるまで続く中国の皇帝政治は、このような儒学の考え方に支えられてきた。皇帝を抑える力のある者が人間のなかにいないという点では専制政治だが、しかし理念の上では皇帝は「天」に従うことを義務づけられていたのである。数十回にわたる王朝交代を経ながらも、皇帝政治という体制が 2000 年あまり続いてきたのは、儒学との結びつきによって、皇帝政治がなぜ正しいのかを説明する論理が提供されてきたからだといえよう。
『詳説世界史B』（山川出版社）[74頁]	春秋・戦国の動乱の時代を経て、秦・漢の時期に、中国では皇帝を頂点とした巨大な規模の国家がつくりあげられた。官僚制と儒学に支えられたこの皇帝統治は、その後 20 世紀初めの清朝の滅亡にいたるまで二千年あまりのあいだ、中国の国家体制の基本となった。
『高校世界史B』（山川出版社）[52頁]	中国では、前漢の武帝が採用した儒教（儒学）が、以後の中国皇帝の統治理念とされた。その道德観や官吏のおさめるべき教養としての儒教は中国にとどまらず、東アジア世界諸地域の支配の論理として、各国の政治秩序の形成にさまざまな影響を及ぼした。
B. 中央集権的官僚制（郡県制）（4冊が記述）	
『世界史B』（東京書籍）[83頁]	（呉楚七国の乱の後）国家の俸給で養われる官僚群と徴兵制のもとで組織される強力な軍団を手足として、皇帝一人が全土の支配をはかる秦以来の中央集権的な専制国家（中華帝国）の形が整った。 *「中華帝国」というだけで、「後代まで長く続いた」とまでは明確にしていない。
『新選世界史B』（東京書籍）[53頁]	全国を幾つかの郡にわけ、その下に県をおき、中央から官僚を送って直接治める郡県制を整えた。皇帝が官僚を使って支配する仕組みは、その後 20 世紀初めまで存続した。

『新世界史B』（山川出版社）〔71 頁〕
秦の統一は、その後の中国の皇帝政治の基本的な型を作り出すものであった。すなわち、絶対的な権力を持つ皇帝が官僚制度をつうじて全国を治めるシステムである。
『詳説世界史B』（山川出版社） Aに同じ。

C. 朝貢・冊封（2冊が記述）
『新世界史B』（山川出版社）〔93 頁〕
文明の中心である王朝が徳をもって周辺諸国を感化し、周辺諸国はその徳をしたって来航するのである、という考え方である。…（中略）…このような朝貢は、中国の王朝を中心として行われることが普通であったが…（中略）…近代ヨーロッパの主権国家体制が東アジアに知られるまで、東アジアの人々にとっては、朝貢体制は国際秩序の当然のあり方として受け入れられていたのである。
『新選世界史B』（東京書籍）〔59 頁〕
中華の世界に君臨する天子(皇帝)が周辺諸国の支配者をその地位に認めることを「冊封」といい、冊封を受けた諸国の王は、臣下として皇帝にあいさつや贈り物などの儀礼を行ったが、それを「朝貢」とよんだ。中国の対外関係は、その後 19 世紀の半ばまで、冊封と朝貢の原則によって営まれた。

D. 天下の観念・天命の観念（2冊が記述）
『新世界史B』（山川出版社）〔70 頁〕
（儒学者は）皇帝はこうした正しい秩序の維持に努めてこそ、天命を受けて民を統治する資格をもつのだ、と主張した。これは一面では、皇帝の自由な行動を制約する枠となる…（中略）…自分の統治は自分の勝手な考えによるものではなく、天の意思に従ったものなのだと主張することによって、人々の支持を得やすくなるのである。…（中略）…理念の上では皇帝は「天」に従うことを義務づけられていたのである。数十回にわたる王朝交代を経ながらも、皇帝政治という体制が 2000 年あまり続いてきたのは、儒学との結びつきによって、皇帝政治がなぜ正しいのかを説明する論理が提供されてきたからだといえよう。
『世界史B』（実教出版社）〔72 頁〕
「中国における「天」」 戦国時代に…（中略）…「天下」という概念が登場した。天下は理念上では果てしなく広がる存在であったが、現実的には天子の実効支配の及んだ地域が天下であった。天子として天下に君臨する君主とその王朝にとって、天は自己の権威と支配の根拠であったので、歴代王朝は、天の祭りを国家の最重要事としてとり行った 明清の皇帝が天をまつた天壇は、北京にその偉容をとどめ…（後略）。

E. 中華思想・華夷思想（2冊が記述）
『詳説世界史B』（山川出版社）〔69頁〕
この中国意識は、中国を文明の中心とみなし、風俗や言語の異なる周辺地域の人々を「夷狄」として文明的に劣ったものとみなす考え方と結びついていた。華夷思想と呼ばれるこのような考え方は、その後 19 世紀にいたるまで、東アジアの人々の世界観に大きな影響を与えることになる。
『新世界史B』（山川出版社）〔68頁〕
「華夷思想」…広域的な文明世界としての「中華」の意識が諸国家の間で共有されると同時に、風俗や言語の異なる周辺地域の人々を「夷狄」として文明的に劣ったものとみなす考え方（華夷思想）が広まっていった。…（中略）…中国が文明の中心であり、周辺地域は中国にならって文明化すべきものとするこのような考え方は、その後 19 世紀半ばにいたるまで、東アジアの人々の世界観に大きな影響を与えることになる。

第2章 ヨーロッパと「中国」の古典国制比較

ーヨーロッパと「中国」の君主継承に着目してー

本章ではヨーロッパ⁵⁰の「古典国制」について、その存在と実情を分析する。前章の通り、中華帝国における古典国制は漢代以前から受け継がれた、儒教や法家思想、道教思想などを基礎として構築された国家体制である。「中国」では五胡十六国の混乱期において、北方遊牧民が流入して国家を打ち立てた。この時代、古典国制は遊牧民の国制と融合して新たな国制を形成した。遊牧民支配下にあった漢民族系が自立して隋・唐を建国するにおよんで、この新たな国制が以降の東アジア各国に広まっていく。

では、ヨーロッパではどのような状況であったか。ヨーロッパ国家が源流としているのはローマ共和国・ローマ帝国である。ローマ帝国は1～2世紀にはガリア、ブリテン島南部、アフリカ北部、アナトリア、メソポタミアを支配する広大な帝国であったが、395年に正式に二つに分割された。東ローマ帝国はコンスタンティノープル（ビザンティウム）を中心に東方正教会を軸としてギリシャを支配し、1453年まで命脈を保つ。一方、西ローマ帝国はゲルマンの侵入を受けて崩壊した。以降はローマ教会を中心に東ローマ皇帝の宗主権を仰いだが、800年にフランク王国のカルル（大帝）が皇帝に戴冠したことで正式に独自の帝位を仰ぐことになる。フランクの王位は三つに分裂し、そのうち東フランクの系統を継ぐドイツ王兼イタリア王オットー1世が戴冠されたことで「神聖ローマ帝国」が成立し、ゲルマン、ローマ、キリスト教の三要素からなる帝国の基本理念を確立した。

「ローマ皇帝」の権威を引き継いだのはフランク皇帝、神聖ローマ皇帝だといわれている。ヨーロッパの国制には深くキリスト教教会が関わっており、特にドイツ、フランス、イタリア、スペインなど西ローマ帝国版図ではカトリック教会が国家統治の権威として深い影響を与えている。

以上より、ヨーロッパも「源流となる集権国家」が「外部からの侵入」によって崩壊し、その侵入者が国家を建設したという中国と類似した状況であるともいえる。では、実際にはどのような状況であったのか。本章では中国の国制とヨーロッパの国制を、「古典国制」とヨーロッパにおけるローマとフランクの王位継承とレガリア、「選挙王制」を軸に「国制」の姿を比較したい。

1. 中国の王位継承

中国の王位継承は血縁関係・儀礼重視で行われた。王朝交代時も禅譲などの儀式を行う

⁵⁰ 本章ではヨーロッパとしてウラル山脈以西のユーラシア大陸西側の地域で、宗教的には大多数がキリスト教を信仰する地域を軸に、ローマ帝国東西分割の際に西ローマ帝国の影響下にあった地域を中心に論ずるものとする。

また、東ローマ帝国影響下であった地域では国家体制としてはローマ帝国自体がそのまま残り、ローマ文化とギリシャ文化が融合を遂げた。二つの国制・文化の融合という状況は近いが外圧による変化ではなかったこと、ビザンツ帝国まで研究に加えると比較対象が増加し中国との比較がわかりにくくなることから、今回は除外する。〔三浦 2020、85-86 頁〕も参照。

と一般にいわれている。この中で王・帝位の正統性は、天から統治権を委任され、これによって自力では統治できない民衆を統治する「天命思想」によって担保される。皇帝権を保証するのは道教・儒教の影響を受けた祭礼で、即位の際の儀式には先祖廟への参拝が含まれる。また、「封禅」と呼ばれる天帝に対する統治の報告も行っている。各種制度は漢代にいったん完成したが、遊牧民族が中原まで進出し、その文化が混じって唐代以降の新しい国制につながっていく。中国の王位継承の際引き継ぐレガリアとしては、周代は九鼎、秦代以降は玉璽がその役を担ったといわれている。玉璽については漢書や三國志に記載があり、実際にどのような役割を果たしていたかは確認できていないが、後述するヨーロッパのレガリアとは異なり、皇帝の行政的側面を示すものであったようだ。この二つがともに皇帝権の象徴であるならば、ヨーロッパと中国の皇帝権に対する視点の相違点がここに表れている。

2. ローマ帝国の帝位と元老院

ローマ帝国成立以前、ローマは王制から移行した共和制国家であった。1年の任期の二人の執政官（コンスル）を代表とする政務官と元老院や民会といった議会組織などによって国家運営が進められていた。特に、ローマのことを SPQR（Senatus Populusque Romanus、元老院とローマの市民）と呼ぶように、元老院はローマ第一の要素であった⁵¹。

ローマ帝国は元老院が「第一の市民」という称号をオクタヴィアヌスに与え、権限を委譲して生まれたもので、次第にその権限は拡大していった。即位の際はまず軍隊が忠誠を宣言した後、元老院が形式的に新皇帝を元首に任命するプリンキパトゥス（元首政）という形態であり、皇帝即位・権威に元老院の存在が不可欠であった⁵²。専制君主政（ドミナートゥス）に移行後も元老院自体がなくなったわけではなく、軍隊指揮権や属州支配の権限を失いながらも政治的権限は残された⁵³。

なお、漢代の中国では皇帝権の正統性を担保するのは天帝であり、皇帝は祭礼権を有する。ローマでは皇帝権の正当性の担保を、元老院を中心とした国家体制そのもの（SPQR）が果たしているといえる。しかし、両者は共に帝国の最高権威者であり、また国家体制として官僚制と法律支配、すなわち「古典国制」を築き上げているとみることが出来るのではない。

なお、ヨーロッパ社会では国王や皇帝が即位する際に「皇帝権の証明・レガリア」として宝物を儀礼に用いることがある。そのうち王冠はエジプトのプスケント、ギリシャ・ペルシャのダイヤモンドなどのヘッドバンド的なものを由来として、コンスタンティヌス帝期にはローマでも被るものがあつたといわれている。特に、「ロンバルディアの鉄王冠」はコンスタンティヌス帝が使用したと伝承されている。この王冠はランゴバルド王国・イタリア王国の象徴であり、フランク・神聖ローマ皇帝がイタリア王位を兼ねることで神聖ロ

⁵¹ [南川 1995、24 頁]。

⁵² [南川 1995、348-350 頁]。

⁵³ [中谷 2020、19 頁]、[南川 2013、57 頁]。

ローマ皇帝の戴冠や後のナポレオンの戴冠などにも使用されている⁵⁴。後世からはコンスタンティヌスの継承としてこの王冠が使われていたとすると、このこともフランク・神聖ローマがローマ帝国の継承を掲げていた証左となる。また、これらのレガリアは王位継承や儀式に必要なものであり、ローマ・ヨーロッパにおける王権の儀礼的な象徴であった。

3. ゲルマン人

ゲルマンの時代はちょうど古代から中世に移り変わる変革期である。現在はこの時代を、東西ローマ、ゲルマン、ビザンツを合わせて「古代末期」とする意見もある。ただし、この時代の研究はいまだ錯綜しており、あまりに膨大でその整理が今なお課題として残っている。本節ではその中でゲルマンの国制に関する部分に限って示す。

ローマ以前のゲルマン人コミュニティは「王を戴いた貴族制的民主制」⁵⁵ともいえる形態で、民会と呼ばれる議会を持つ。民会では王や首長の選挙などの議題が持ち込まれたが、多くの議題は意思決定に有力氏族の影響が大きく反映された。彼ら氏族は貴族として従士を持ち、のちの封建体制にもつながる関係性を作っている。この形態がのちの選帝侯など神聖ローマの政治体制につながっていく。ゲルマン民族社会は農耕よりも牧畜の方が強い。そのため状況によって村ごと移動することがあった⁵⁶。ローマとの接触後には都市化するものも現れたが、次第にローマ内に移動していく。フランク王国はこの混乱の中で力を持ったゲルマン人の一派フランク人の国家である。

法的にはフランクの王クローヴィスはゲルマン民族の法を体系化して「サリカ法典」を編纂したことが著名である。この法典は後のフランク王国の時代にも運用された。しかし、「リプアリア法」などゲルマン法を編纂した法典は複数あり、カール戴冠以前からすでに運用面においてはローマ法も混じって複雑である⁵⁷。

以上より、ゲルマンは王権が弱く有力貴族が中心の体制であり、また農業より牧畜が主体で国家の中心点があいまいである。この姿は匈奴などの遊牧民族の教科書上の理解とも重なる。

4. フランク王国

ローマ教皇はテオドシウス 1 世のころから「ポンティフェクス・マクシムス（大神祇官）」の称号を皇帝から引き継いでおり、帝国における宗教の第一人者かつローマの事実上の継承者であった。西ローマ帝国の崩壊後、ローマ教会は庇護者として東側の皇帝を立てていたが、両者は次第に対立し、加えて東ローマ帝国も王朝が不安定になっていた。これを踏まえ、ローマ教会は自身の庇護者を求め、フランク帝国や神聖ローマ帝国につなが

⁵⁴ モンテ・デセオ大聖堂博物館ホームページ〈URL=<http://www.museoduomom Monza.it/en/corona-ferrea/>〉（2022/2/1 閲覧）。

⁵⁵ [野崎 1997、22-23 頁]。

⁵⁶ [野崎 1997、24-32 頁]。

⁵⁷ [菊池 2020、112-114 頁]。

る世俗権力としての皇帝の出現につながっていく⁵⁸。このことは中国に流入した北方遊牧民（単于・可汗）が中原で建国（皇帝）し、漢文化と融合を進めたことに近い。中国では最終的に遊牧民国家に従属していた漢人系人物が隋・唐を興すが、ヨーロッパでは侵入者たるゲルマンこそが教皇と結びついた新たな権威者となったのである。

この新たな権威者こそが当時ヨーロッパにおいて強大な勢力を築きつつあったゲルマン系のフランク王カールであった。800年のカールの即位は教会主導で、教皇が皇帝に冠を被せた。これにより、フランク王・ランゴバルド王が皇帝権を保持する形になった⁵⁹。

カールは印璽をコンスタンティヌスの印璽に似せる、ローマ風のコインを鑄造するなど意識的に自身のローマからの継続性を主張した⁶⁰。

なお、ビザンツ皇帝はカールを「フランク人の皇帝」として承認し、ローマの後継者であると認めなかった⁶¹。このような過去を意識して現在の自身の権威付けに用いる活動は、遊牧民が漢民族・諸外国向けに「皇帝」号を名乗って、自民族の国制と中国古典国制を併用しながら中華を支配しようとした姿と重なる。

フランクの王位継承はゲルマン民族由来の分割相続であった。カール死後、帝国は三つに分割され、内乱に突入した。皇帝位は中部フランクのちのイタリアに引き継がれたが、次第に権威を失っていった。神聖ローマ帝国はこのような状況の中成立した。

5. 小括

中華皇帝とローマ皇帝はその権威の背景にあるものが異なるが、ともに異民族の流入によって、その異民族や異民族と深い関係を持った人物を指導者とした複合的国家を誕生させたことは間違いない。ヨーロッパにおける中国の古典国制のような国制の連続性は、ゲルマン的風習とローマ教会がカギであろう。ローマの「古典国制」とゲルマンの「古典国制」、この二つが重なることで神聖ローマに代表される新たな権威として確立したのではないか。このゲルマンとローマが融合して新しい国制を作る様子は、漢代以前の「古典国制」と遊牧民の風習が融合して唐代の国制を形作ったこととよく似ている。特に、ゲルマン側がローマを意識して権威付けを図る様子は、異民族系王朝が皇帝号を名乗り、中華風形態を自分たちの風習に融合させながら残していった側面と似ているのではないか。

第3章 「中国」における都城と東アジアへの伝播

前章においては岩波新書『中国の歴史』シリーズが新たに説明した内容として「古典国制」の概念を示した点を取り上げた。本章では、当シリーズであまり説明されていない内

⁵⁸ [渡部 1997、73 頁]。

⁵⁹ [菊池 2020、97 頁]。

⁶⁰ [佐藤 2013、20 頁]。

⁶¹ [菊池 2020、124-125 頁]。

容に関して、日本の動向も視野に入れながら考察を行う。

岩波新書『中国の歴史』シリーズでは伸縮している「中国」の中心地がどのような性格を有していたのかという点に関する説明が充実していない。「中国」が指す領域の変化は理解できるが、その中心地が辿った変遷については疑問が残る⁶²。「中国」が何を軸としていたのかを明らかにするためには、「中国」の軸となっていた場所の在り方を知ることが重要になる。そのため、本章では「中国」の在り方をより明確に理解するために、中心地の在り方に焦点を当てて検討する。

以上の内容を踏まえ、「『中国の中心』である都城はどのような性格を有しており、どのような変遷を辿ってきたのか」という問いを設定する。「中心がどのような性格を有していたか」という問いは都城の構造や理念から、「どのような変遷を辿ってきたか」という問いは都城理念の変化や都城の地理的な移動から考察できる。都城が有していた理念やそれを反映した構造、移動を分析することによって、「中国の中心地」が有していた性格を明らかにしていきたい。

東アジアでは中国の動向に合わせて都城が建設されるという動きが活発であった⁶³。東アジアにおける都城の在り方を見ることによって、「中国の中心」の性格を相対的に捉えられるのではないだろうか。そこで、本章では日本における都城にも焦点を当てる。日本は中国の理念や制度を主体的に取り入れたとされる。「日本の中心」として表すことのできる都城制や畿内制の特質を考察し、「中心」の性格を中国に留まらない多様な観点から捉えていく。

1. 「中国」における都城理念の具体化・変質とその移動

1.1. 都城に関する理念の形成

本節では都城そのものが有していた性格を把握するために、都城に関する理念に焦点を当てて考察を行う。中国の都城の理念を形作ってきたのは『周礼』である。これは前漢末に西周封建制度を理想化して記された官制の經典であり⁶⁴、その中の考工記匠人营国条に記された内容が都城の理念として認識されてきた⁶⁵。具体的には「匠人营国方九里旁三门、国中九经九纬经涂九轨、左祖右社面朝后市、市朝一夫」という部分である⁶⁶。国（都城）は

⁶² 先行する概説書である講談社『中国の歴史』シリーズでは、王朝の支配領域拡大に合わせて王都を設定したという指摘や〔平勢2020〕、そこを「中華」たる自王朝の「中心」と見なし周辺勢力に対する中華意識の空間的中心にしてきたという説明〔川本 2020〕がなされている。

⁶³ 〔妹尾 2018、110-111 頁〕。

⁶⁴ 「周礼・しゅらい」項（『中国史籍解題辞典』燎原書店、1989 年、149 頁）。

⁶⁵ 〔布野 2015、90-91・95 頁〕。

⁶⁶ 『周礼 七』考工記（国立国会図書館デジタルコレクション）

<URL=https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1089337/2?tocOpened=1>（2022/1/30 閲覧）。意味としては「都城は九里四方で各辺に三つの門が置かれる。城内には南北（経）に九条、東西（緯）に九条の道を設け、左に宗廟を、右に社稷が置かれ、宮城が朝堂に面し市を後ろに置く。市と朝堂はそれぞれ一夫（百歩四方）とする」という内容になる。

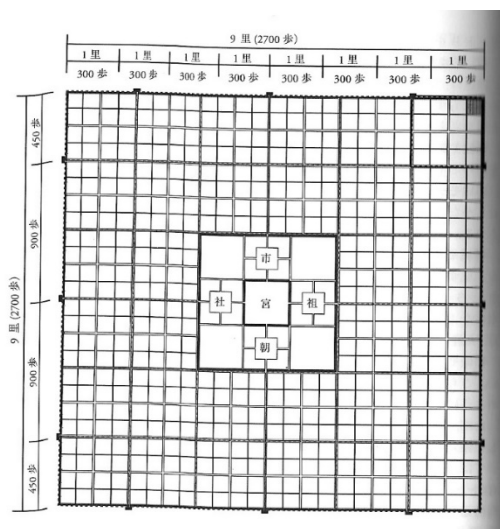
九里四方であり各辺に三つの門を設け、東西南北に九条の道を通し左に宗廟・右に社稷を置くという記述に基づき、【図1】に示すような空間構造が都城のモデルとされた。この構造は都城の中心に王宮を置いた中央宮闕型と呼ばれるものである。王宮が都城の中央に置かれるということは皇帝が中心に存在するということになるが、これは天から支配権を保障された皇帝が「天下」＝世界の中心であり、皇帝が「天下」を支配する⁶⁷という考えを強調することになる。中央宮闕型の都城は、中心に皇帝がいて「天下」を支配するという認識を付与するものであった⁶⁸。

この理念はそれぞれの都城でどのように具現化されたのだろうか。いくつかの都城からその様相を見ていきたい。【図2】は前漢の長安である。全景を見ると、王城を「方九里」とする観念に沿い正方形に近付けようとしている様子が窺える。また、東西南北の各辺に三つの門が設けられている点は「旁三門」を反映していると言えよう。

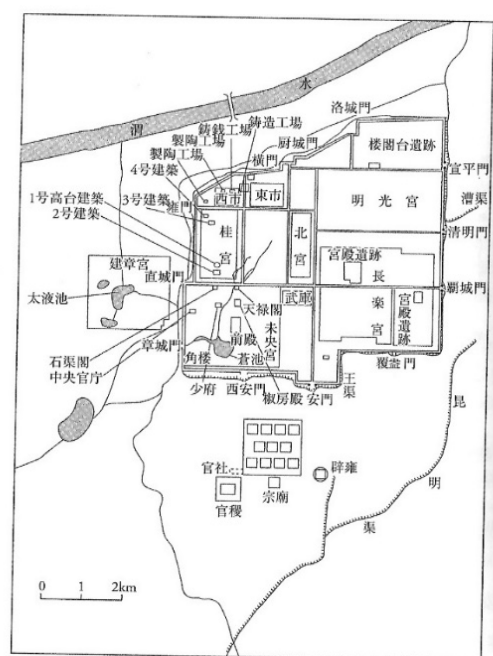
後漢の洛陽は北宮と南宮が中心となり、両宮を複道で繋ぐという前漢長安にも見られた構造だった。その一方、王宮の配置については、前漢長安の頃は二つの王宮が東西軸線上に配置されていたが後漢洛陽ではこれが南北に配置された変化が見られる⁶⁹。

漢の滅亡後所謂南北朝時代に入ると、華北と江南の間で都城の形態に変化が確認できるようになる。【図3】は江南の六朝建康、【図4】は華北の北魏平城の復元図である。六朝時代の建康はこれまで見てきた都城と同様に、全体が正方形に近く中央に王宮が位置する中央宮闕型の空間構造になっている。また、東西の軸線が意識され宗廟と社稷がその軸線上に配置され⁷⁰、「左祖右社」という『周礼』に記された理念を実現させていたと言える。

【図1】『周礼』考工記都城モデル〔布野 2015、116 頁〕。



【図2】前漢長安城復元図〔鶴間 2020、169 頁〕。



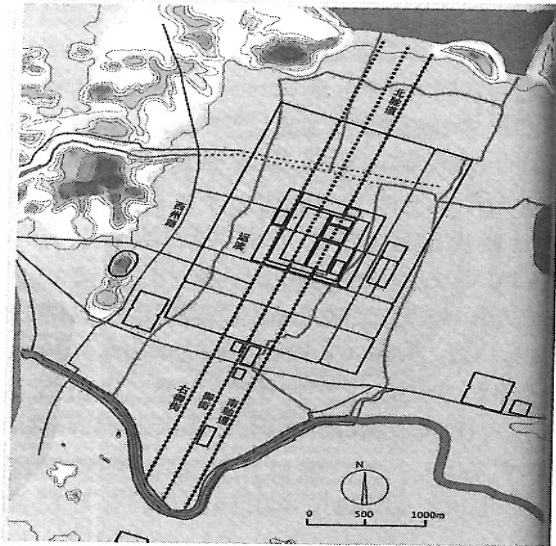
⁶⁷ [布野 2015、19 頁]。

⁶⁸ [布野 2015、19 頁]。

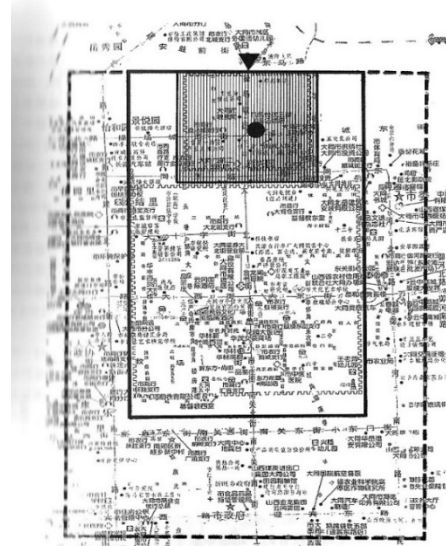
⁶⁹ [布野 2015、204 頁]。

⁷⁰ [布野 2015、401 頁]。

【図3】六朝建康復元図 [布野 2015、402 頁]。



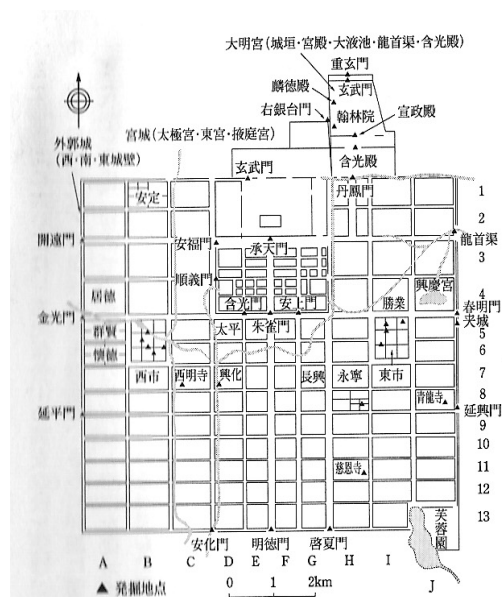
【図4】北魏平城復元図 [応地 2011、271 頁]。



一方、北魏の平城を見ると、これまでの『周礼』理念に基づく都城の構造とは異なる様子が認められるだろう。最も大きな特徴は王宮が中央に位置していないという点である⁷¹。【図4】のような王宮が都城の北にある構造は北闕型と呼ばれる。拓跋部が進出した華北では北闕型の都城が生まれ、『周礼』に基づいた都城理念は江南にもたらされていったと考えられる。

農耕民と北方遊牧民が融合して形成されたのが隋や唐である。【図5】にある隋唐時代の長安の最も明確な特徴は北闕型が採用されていることである。北闕型は鮮卑軍団の軍営組織に由来するものとされており⁷²、隋や唐

【図5】隋唐長安城復元図 [妹尾 2001、111 頁]。



⁷¹ 勿論、平城を表す当時の明確な図は残されていないため、中央宮闕型であった可能性も存在する。しかし、応地利明は北魏の道武帝が王宮を北に置いていた鄴を模範としたことや「郭城繞宮城南」という記述が『南齊書』に見られることを踏まえ、平城は北闕型であったとしている [応地 2011、262-264・280-282 頁]。

⁷² 応地利明はテュルク系遊牧集団の軍事的指導者とされるオグス・カガンの軍団組織について述べた杉山正明の研究成果に依拠し、北闕型が鮮卑軍団由来だと結論付けた [応地 2011、345-349 頁]。オグス・カガンの軍団編成とは、中央北端にオグス皇帝の座を置き、左右両翼に將軍と將軍が統括する軍団が配置されるものである [杉山 2016、89-91 頁]。

の支配層となった拓跋部は自らが馴染んできた集団編成原理を都城の空間構造に反映させたとと言える。だが、完全に『周礼』の理念が捨象されているわけではない。それぞれの辺に三つある門は「旁三門」という記述を、都城内部を南北に走る九つの道は「国中九経」という記述を反映している。つまり、隋唐の長安では北方遊牧民との関連が深い北闕型が採用されるという改変が行われつつ、従来の都城と同じように『周礼』の理念に即した空間構造が維持されていたのである。隋唐長安では伝統的な『周礼』の都城理念が継承されつつ支配層である鮮卑拓跋部の原理が導入され、両者が融合していたのであった。

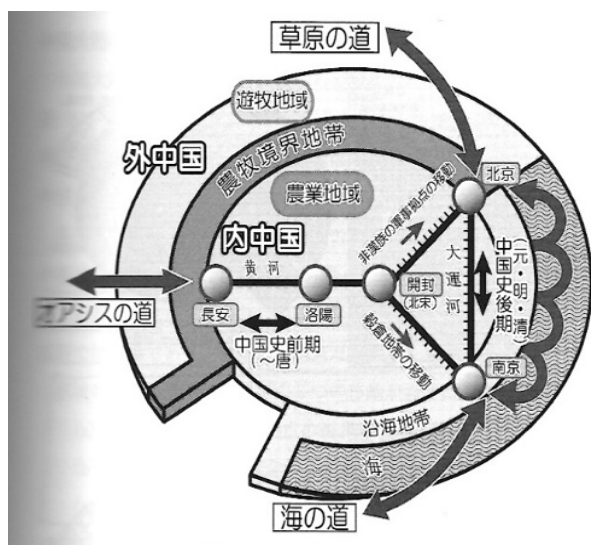
ここまでいくつかの時代の都城を見てきたが、歴代都城は『周礼』に記された理念の具現化を図る形で展開されてきたことが確認できた。それは王宮が中央に位置する中央宮闕型が前漢・後漢・六朝などに引き継がれたことが象徴している。『周礼』考工記の内容は後代に受け継がれるものであったわけだが、これはまさしく「後の時代に参照される」という「古典」の条件を満たしている。だが隋唐の時代になると、北闕型が正式に採用され都城の構造は大きく変化し、「古典」が変質する。だが、『周礼』の理念は否定されたのではなく、北方遊牧民の原理と融合していったのであった。隋唐時代は「中華帝国」の要素と北方遊牧民の要素が融合した時代と表現できるが、それは都城の在り方に関する「古典」も同様であった。後代にも参照され続けていた『周礼』の内容に基づく都城理念は「古典国制」の一要素であった。

1.2. 「中国」の伸縮に応じた都城の移動

この項では都城がどのような変遷を辿ったかという問題について地理的な観点も意識しながら考察を行う。前項が都城の内部構造とその変化に関する内容であったのに対し、この項は都城そのものの位置の変化というより広い視点で「中国の中心」を捉えていく。

中国歴代都城を見ると長安・洛陽・開封・北京・南京が主要なものであることが分かる。【図6】からはさらに全体的な動向として、長安と洛陽が交互に都とされる時代が続き、その後開封から拠点を北に移す場合は北京、南に移す場合は南京が都とされている推移が認められる。こうした流れについて、妹尾達彦は農業地域と遊牧地域の境界が都となり、幹線交

【図6】中国都城の変遷パターン[妹尾 2018、53 頁]。



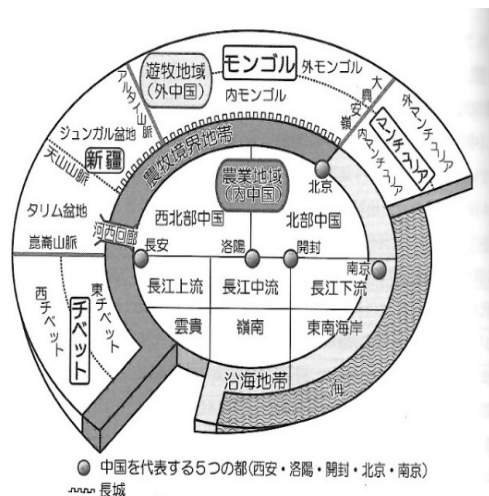
通網の転換に伴いながら境界都市が内陸から沿海へと移っていくと説明している⁷³。

「中心」の変遷として都城の移動を見ていくにあたりもう一点指摘できる大きな特徴は、都城の移動がそれぞれの政権の統治空間の大小と非常に深く関係しているということである。この点については【図 7】を用いて検討していきたい⁷⁴。「中国」という概念は政権の統治空間も農業地域と遊牧地域をそれぞれどこまで掌握しているかに応じて、「小中国」と「大中国」に大別できる⁷⁵。「小中国」は農業地域を支配している状態であり、その勢力範囲は「内中国」に留まっている。「大中国」は農業地域に加えて遊牧地域にも影響力を行使している状態である。「中国」が伸縮するということは、換言すれば「小中国」の時期と「大中国」の時期との間で支配領域が変化しているということである。

こうした統治空間の観点に即して都城の位置を分析すると、「小中国」の時期には洛陽や南京が都とされる頻度が高く、「大中国」の時期には長安や北京が都となっている傾向が確認できる。なぜこうした様相が存在するのか、ここでは何度も王都とされた長安を例としてその要因を考察する。【図 7】からも分かる通り、長安は農牧境界地域に位置する都市であり、「小中国」の時期には「中国」の外縁地域として遊牧地域の政権と農業地域の政権の軍事前線となり争奪地になる⁷⁶。「中国」にとっては重要ではあるが遊牧勢力の攻撃に晒される可能性が高い地であったため、この時期には長安が支配の中心である都城に設定されることはなかった。一方、「大中国」の時期には「中国」という枠組みの中で農業地域と遊牧地域の交易地としての貿易機能が高まる⁷⁷。このように、長安は「中国」がどのような範囲を有しているかという状況によって、与えられる位置付けが変わってくるのである。

農業地域と遊牧地域を含む形で支配が成立している時には、両地域の境界地点に都を置き、都城は農耕民と遊牧民双方が流入し相互に交流する拠点となる。一方、皇帝の支配領

【図 7】内中国と外中国〔妹尾 2018、



⁷³ [妹尾 2018、11-18 頁]。交通網の観点だけでなく、非漢族遊牧民の拠点が西北から東北に移動したという軍事的・経済的な要因、主要穀倉地帯が華北から華南へと移ったという経済的な要因も指摘できるとしている [妹尾 2018、55 頁]。

⁷⁴ この図は「中国」を「内中国」「外中国」として捉える妹尾達彦の考えに基づいたものである [妹尾 1999、8-10 頁]。これは中華文明圏を支える地域構造として漢民族を中心とする狭義の「中国」と非漢民族からなる世界が同心円状に分布していることを表した秋山元秀の説明を踏まえている [秋山 1987、25-27 頁]。

⁷⁵ [妹尾 2018、55 頁]。

⁷⁶ [妹尾 2018、56 頁]。

⁷⁷ [妹尾 2018、56-57 頁]。

域が農業地域のみに残っている場合には、農業地域と遊牧地域の交流がなされていた場所が衝突の場へと変化する。都城は「中国」の伸縮に応じて移動しているのであった。岩波新書『中国の歴史』シリーズでは「中国」が伸び縮みするものだとされていたが、都城はその伸び縮みを受けて移動するものだった。「中国」の伸縮に合わせて都城も移動していると、その都城は「中国の中心」として常に位置付けられる場所ではなくなる。そうした状況だからこそ、都城の中心性を示す理念が必要になり⁷⁸、そのモデルとして前項で取り上げた『周礼』による都城に関する「古典」が採用されたのであった。

以上の分析を踏まえると、都城には「中国」の表す領域の変化に合わせてその場所や位置付けが変わっているという特徴が挙げられる。これはどの時代にも共通して指摘することのできる一種の型になっている。つまり、こうした「中国」の範囲の伸縮に応じて都城も移動していくことそのものが、都城の在り方に関する一つの「古典」になっていると言えるだろう。ただ、移動を繰り返すと「中心」であることを示すことができない。『周礼』に基づく都城の内部構造に関わる「古典」は、都城が移動をしても「中国の中心」であることを強調するために作用したのである。

2. 日中の都城制と畿内制

2.1. 都城制

前節では「中国」の中心地に関わる問題として、「中国」の「伸縮」と都城の移動・理念について考察し、それは「古典国制」を構成する要素となっていたことを確認した。これらの「古典国制」はユーラシア東部の諸国にどのような影響を与え、どのように受容されたのであろうか。

6世紀末以降、ユーラシア東部の諸国は「中国」の動向に合わせて都城を建設していた。その他の「中国」の制度や理念もまた随所で見られ、どれほど「中国」の制度や理念の影響が大きかったかがうかがえる。「中国」に影響を受けたユーラシア東部の諸国の中でも島国の日本は他の諸国とは異なり、海を隔てているため交流が困難であった。つまり、日本が中国の制度や理念を受け入れる際には大きな障害があったわけだが、しかしそうした困難の中でもなお日本は「中国」の制度や理念を受け入れていた。日本における受容の様子を見ることは、「中国」の制度や理念の影響力の大きさを他のユーラシア東部の諸国よりも明確に把握することにつながると考えられる。したがって本節では日本における「中国」の制度・理念の受容について考察する。

律令などをはじめとして、日本の国制は「中国」の影響を大きく受けていた。しかし日本は「中国」の国制を絶対的なものとして無批判に取り入れたのではなく、状況に応じて

⁷⁸ 長安には南北の軸線を挟んで王宮や寺院などの宗教建築が配置されているという特徴も見られる。これは陰陽五行説に基づき太極宮の中心性を明確化させるための措置であり、長安が天地の中心を結ぶ宇宙の都であるという観念を具体化させる働きであり、長安が多元性をもった「中国」における「中心」であることを示すためのものだと言えよう[妹尾 2011、113・140 頁]

判断・選択を行い、日本の実情に合うように形を変えて取りいられていた。以下、前節で確認した「中国」の実例を踏まえ、日本における「中国」の古典国制の継受の具体像を、都城制を手掛かりに検討する。

前節では唐の長安城（619～904年）はそれまでの『周礼』モデルに基づいた典型的な中央官闕型の都城ではなく、その時点では異端であった北闕型を採用し、それが受け継がれて新たな古典になったことを確認した。日本が参考にした「中国」はどのような新旧の「古典国制」が存在していた「中国」⁷⁹といえる。日本の平城京（710～784年）は唐の長安城すなわち新「古典国制」を参考にして作られたが、日本の都城の歩みを見ると、それも選択の結果であったことが分かる。唐の長安城と平城京は北闕型都城であり宮が都城の北部にあるが、平城京の前の都城である藤原京（694～710年）は、【図8】にあるように宮が都城の中心にある中央官闕型の都城であった。中央官闕型の都城である藤原京は『周礼』考工記をモデルにして設計して作られたとされ、また、『周礼』モデルの典型的な都城である南朝の梁の建康城（6世紀、【図3】）も意識した可能性も指摘されている⁸⁰。すなわち、藤原京は平城京とは異なり旧「古典国制」を参考にして作られた都城といえる。

しかし藤原京は唐の北闕型都城を知らなかったために、旧「古典国制」の中央官闕型都城になったわけではない。難波宮（7世紀）は北闕型であることや、藤原京の構造を見ていくと唐の長安城を参考にしたと思われる点があるなど、藤原京造営時の日本は唐の長安城の存在を知っていたことは間違いない⁸¹。したがって、当時の日本は長安という新しい都城を知りながら、それまでの伝統的な旧「古典国制」を選択していたといえる。藤原京は『周礼』に基づく理想的な都城、という理念の上では唐長安をしのぐものであったのである⁸²。だが様々な構造的欠陥により、藤原京（旧「古典国制」）では国家の威容を十分に示すことは出来なかった⁸³。そして次の平城京では多元性の中における「中心」を示すこと

【図8】日本の都城の変遷
[妹尾 2018、114 頁] より
抜粋



⁷⁹ 渡辺信一郎氏は、隋唐以降変質した「中国」の「古典国制」について「古典国制の再建」と表現しているが[渡辺 2020、183 頁]、ここでは都城制における「古典国制」の転換についてよりはっきりさせるために新旧という表現を用いた。

⁸⁰ [佐川、273-275]。

⁸¹ [井上 2020、282 頁]。

⁸² [井上 2011、8 頁]。

⁸³ 藤原京の朱雀大路は長さ約 500 メートルしかなく、羅城門も造営されていなかった可能性が高く、路面幅も他の条坊と同じであった。また、藤原京の地形は北が低くなっており、藤原宮のすぐ南には日高山があるため朱雀大路は山の上を通り、藤原宮を見下ろす形になっていた。また、藤原宮は汚水を含む排水が級内に入り込むなどの欠点も抱えていた。このように、藤原京は都城形成として重要な羅城や羅城門をはじめとして欠落した構成要素が少なくなく、702

ができた唐の長安（新「古典国制」）をモデルにしたのである。日本は新旧両方の「古典国制」を知りながら自国の状況に合わせてどちらを参考にするかを判断・選択していたのである。

2.2. 畿内制

「中国」において、都城と密接に関わり、かつともに中心地を示すものとして機能した制度として、畿内制があげられる。畿内制もまた、都城とともに日本に取り入れられ、その後の行政区分における大きな枠組みともなった。そこで、日中の畿内制について概観したのち、都城制と同様日本の受容の仕方について具体的にみていくことにする。

「中国」における畿内制は、『周礼』の天子を中心とした秩序による世界観に基づく、きわめて観念的な制度であった。天子のいる場所すなわち都城を中心に、方千里を首都圏一帯の政治的中心地とするものであり、都城が動けば畿内もまた再設定される。畿内制と都城制はセットの関係にあり、特定の地域に天子－皇帝の権威を付与する制度として機能していた⁸⁴。「中国」における畿内制は、一章で確認した「古典国制」の要素のうち特に①「天下」の観念、②祭典儀礼と礼法に深く関わる制度であったといえる。

日本における畿内もまた都城を中心とした政治的中心地として機能し、地方制度上の特別区域であった。日本の畿内は当初、大和・摂津・河内・山城の四国であったが、8世紀半ばに和泉国が成立して結果五国となり、以降五畿内などと呼称された【図9】。日本の畿内制と「中国」の畿内制の共通点については、西本昌弘氏が①税制上の優遇策がとられる②宮都・山陵の造営などの力役負担が重い③供御地⁸⁵としての性格が強い④王権膝元の地である畿内は、地方監察の面でも重視された⑤中国も日本も礼制が深く関わっている、という5点をあげている。また、日本の畿内制は大化の改新でその基礎となる四至⁸⁶が設定されたことに始まるが、それは難波宮を中

【図9】8～9世紀の日本における畿内
〔『詳説日本史』山川出版社、2006年
検定済、2010年印刷〕より抜粋



年の第七次遣唐使を契機として、藤原京は対外的に通用しえないと認識され、唐長安城を理想の都として認め、その実現と藤原京の欠点の克服を目指して平城京が造営された。〔市 2019、80-81 頁〕〔井上 2008、43-54 頁〕。

⁸⁴ 〔妹尾 2020、415 頁〕。

⁸⁵ 供御とは天皇の御膳の意であり、天皇の食事は畿内または畿内周辺の国から献上されたもので成り立っていた。政治的な服属関係を表現する際に食物の献上が行われ、天皇が食することによって支配される地域の根幹は大和をはじめとした畿内やその周辺国であった。〔今津 2018 82-96〕

⁸⁶ 四至とは東西南北の四方の境界である。『日本書紀』孝徳紀大化二年（646 年）正月甲子朔条の改新詔の第二条には「凡そ畿内は、東は名摺の横河より以来、南は紀伊の兄山より以来、（割注：兄、此を制と云う）西は赤石の櫛淵より以来、北は近江狭狭波の合坂山より以来を、畿内国と為す」とあり、畿内の四方の境界が定められている。

心に方百里という原則に基づいて新しく設定されたものであったことも指摘している⁸⁷。
したがって、日本の畿内制は新たに「中国」の畿内制を導入・踏襲したものといえる。

しかしその一方で、日本の畿内制の内実を見ていくと、「中国」のものとは大きく異なる点も存在する。「中国」の畿内制は政権交代を前提にした抽象的かつ可変的である点に特色があり、都城が動けば畿内も再設定されるものであった。この点は「中国」のような王朝交代を前提としない日本とは根本的に異なるものである⁸⁸。日本では都城が動いても畿内という枠組みは変わらず、その都城・宮の移動範囲も基本的には畿内から出ることはなかった。さらに、日本の七道制は、畿内を中心として近国・中国・遠国という、都からの日数・行程による行政区分が行われていたことも重要である。「中国」、少なくとも隋唐ではこのような行政区分はなされておらず、それは畿内が都城とともに動くためだと思われる。このように、畿内の在り方が日中では全く異なるのである。

また、日本の畿内制は、その中の地域が決して均一ではなく、また令制畿内の近隣に連続的な地域が存在しているという特質もあった。〈中心地域—周縁地域—近隣地域〉が同心円状に存在し、全体として王権藤元地域・首都圏を形成しており、それらは「畿内・近国」と併称されていた。この枠組みは畿内制成立の前にも後にも脈々と生き続けており、日本における畿内制の実態は、決して地理的な意味での畿内だけでは完結していなかった。すなわち日本における畿内制は、令制以前の実態が強く反映され、大和を中心として〈中心地域—周縁地域—近隣地域〉がグラデーションのように広がった地域が存在する制度であったといえる⁸⁹。

日本の国制は「中国」の影響を大きく受けてはいるが、しかしそれは無批判な受容ではなく日本の実情に合わせて判断・選択しながらのものであった。都城制も畿内制もその枠組みは後の時代にも残り続けており、日本における「古典国制」を形成する要素となっていた。そして、このような「中国」の主体的・選択的な受容は日本に限った話ではない。6世紀末に隋、隋が中国大陆の華北と華南を再統一すると、ユーラシア東部において国家と都城が次々と建国されるようになり、「都城の時代」とでも呼ぶべき同時代現象が生じる⁹⁰。「中国」の古典国制の形成・転換の最中で、ユーラシア東部の諸国も自国にふさわしいように都城制・畿内制を整備していった。都城をはじめとした中国の「中心地」の在り方は、「中国」の「古典国制」の一部となったが、周辺国はそれらを主体的に取り入れ、結果ユーラシア東部の各国における「古典国制」の基礎をも作り上げていったのである。

2.3. 小括

「中国」の都城は、「中国」として認識される領域の伸縮に応じて各地域に与えられる役割の変化に伴い移動していた。そのように都城が移動する中、多元性の中における中心

⁸⁷ [西本 2018、57-60 頁]。

⁸⁸ [妹尾 2020、415 頁]。

⁸⁹ [吉川 2018、12-14 頁]。

⁹⁰ [妹尾 2020、426-429 頁]。

性を示すために、『周礼』の都城理念の実現が、適宜改編しながらも目指されるようになっていった。『周礼』の空間構造モデルは都城の在り方に関する「古典」となっていくが、それと共に「中国」の伸縮に応じて都城が移動することそれ自体もまた後の時代に継承されていった。都城は皇帝による「天下」支配を具体的なものとして示す役割を有しており、これは一章で指摘したような①「天下」の観念や、②祭典儀礼や礼法といった「古典国制」の内容にも関わる役割である。都城の理念や都城の移動も「古典国制」を構成する重要な一要素であるといえる。

また、都城の「古典」は隋唐時代に変質し、それが後代へ継承されていくという「古典国制」の転換もなされた。日本やユーラシア東部諸国はそのような転換の中にあった「中国」の「古典国制」を選択的・主体的に取り入れていった。日本では畿内制・都城制が後世にも受け継がれ一種の「古典国制」となった。このようなことはユーラシア東部の諸国でも同様である。「中国」の国制は渤海や朝鮮などの各国に取り入れられた結果、ユーラシア東部の各国における「古典国制」の基礎ともなっていたのである。

終章

1. 「古典国制」について

高校教科書では、漢から清まで一貫して不変の理念や制度があることを特集記事などで紹介すれば、中国とは何かを考える契機になると期待できる。

また、隋唐では以下の2点を強調すべきである。1. 秦漢帝国の「中華」は、魏晋南北朝の動乱期に、北方・西方の異民族の制度・文化・習俗と混合・融合して変質した。隋唐帝国の「中華」とは、この変質したものである。2. 隋唐では、さらにこの「中華」と、北方遊牧民の制度・理念が融合して国家体制が形成された。

中国で、中華帝国の古典国制と北方遊牧民の伝統が融合して新しい隋唐帝国が形成されたのと同様に、ヨーロッパでは、ローマ帝国とゲルマン民族が融合して新しい国制が形成された。

2. 「中国の中心」について

「中国の中心」となる都城は『周礼』をモデルとした構造が継承され一種の「古典」になった。また都城が「中国」の範囲の変化に合わせて移動、都城が移動すること自体も「古典」になった。中国と日本の都城を比較すると、日本は中国王朝の都城制・畿内制を自国の状況に合わせ主体的・選択的に導入した。このように「古典国制」とは統治の観念や諸制度に加え、都城の理念なども含めて考えることができる。そして、異民族の風習や制度と融合しながら変化した。「古典国制」は変化するものだからこそ、各地の状況に応じて、柔軟に受容されうるものだった。

「中国」と表現される地域は拡大したり縮小したりすることを繰り返していることは、

教科書の中で丁寧に説明することが必要だろう。その中で都城の場所そのものは「中国」の指す範囲の変化に合わせて移動していたが、その一方で都城の構造は一貫した理念に基づいていたということを教科書の中で紹介することができる。

3. 本報告の内容を踏まえた教科書記述例

ここまでの内容を踏まえると、中国歴代王朝の統治の根底にある理念や制度が存在しているということ、「中国」とは伸び縮みする存在であり、支配の中心である都城はそうした伸び縮みによって移動しているということを提示することができるのではないだろうか。本稿で検討した内容を反映した教科書記述の案として以下のようなものを挙げたい。

中国史の観点から

- ・ 前漢末期～後漢初期に、2000 年続く中国歴代王朝の支配原理が完成した。それは、1 皇帝統治の正統化を含む天命の観念、2 祭天儀礼と儒教に基づく礼制・礼楽、3 この祭祀と軍事を基盤とする中央官制（三省六部体制）、4 官僚制による中央集権的統治機構（郡県制）、5 郡県制と密接に関連する冊封・朝貢である。
- ・ 官制や礼制と同じように、周代に理想とされたものが都城造営の際の基本モデルとなった。このモデルはそれぞれの都の地理的な環境などに合わせて変化しつつ、その後の時代にも参照されるものとなった。
- ・ 隋唐帝国は、中華帝国の伝統を引き継いだ要素と、北方遊牧民の伝統を引き継いだ要素を融合し、新たな「中国の伝統」を創出した。それは行政組織や儒教祭祀、都の構造などに反映されている。
- ・ 「中国」と呼ばれる地域には農業地帯だけでなく遊牧地帯も含まれる。つまり「中国」の範囲はそれぞれの時代で拡大したり縮小したりしてきた。それに合わせて都の位置も移動しており、農業地帯と遊牧地帯の境界地域の位置付けも大きく変化してきた。このように、「中国」の範囲が変化することに応じて都が移動したり役割を変えたりするという構造は、中国史を通じてみられる大きな特徴である。

中国史、日本史・ヨーロッパ史の比較の観点から

- ・ 日本は都城制や畿内制など中国の制度や支配原理を大いに参考にして国内の体制を整備したが、それは日本の状況に応じて選択的に受容しながら行われたものであった。これらは日本のみならず東アジア諸国にもいえることである。その結果中国を中心とする東アジアの秩序・古典が形成された。
- ・ 「中国」と「ヨーロッパ」の国制は、ともに伝統的な制度・支配原理などに加えて、外部からの異民族の文化が融合して新たに再編成された。

以上のような観点から教科書を記述することで、「中国」という枠組みや王朝の交代による体制断絶を自明視することのない、様々な地域・勢力・制度を含んだ「中国」の歴史を示すことができるであろう。その一方で教科書の記述のみにとどまらず、教員が「中国とは何か」という問いを生徒に投げかけることもまた重要である。本稿がそのような教員の取り組みにおいて、参照されるものとなることを期待し、筆をおきたい。

参考文献

序章

文部科学省

2019 『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 地理歴史編』東洋館出版社。

第1章

大阪大学歴史教育研究会編

2014 『市民のための世界史』大阪大学出版会、40-41頁。

応地利明

2011 『都城の系譜』京都大学学術出版会 第VII章。

岡田英弘

1992 『世界史の誕生』筑摩書房、第二章。

気賀澤保規

2020 『中国の歴史 06 絢爛たる世界帝国』講談社。

末本文美士

2016 「日本の世界像」『「世界史」の世界史』ミネルヴァ書房。

鶴間和幸

2020 『中国の歴史 03 ファーストエンペラーの遺産』講談社。

平勢隆郎

2020 『中国の歴史 02 都市国家から中華へ』講談社。

古松崇志

2020 『中国の歴史③ 草原の制覇 大モンゴルまで』岩波書店、第1章。

丸橋充拓

2020 『中国の歴史② 江南の発展 南宋まで』岩波書店、第1章・第2章。

村井章介

2013（初出1995）「王土王民思想と九世紀の転換」『日本中世境界史論』岩波書店、5-10頁。

森安孝夫

2007 『興亡の世界史 05 シルクロードと唐帝国』講談社、第三章・第八章。

渡辺信一郎

- 1992 『比較国制史研究序説』 柏書房。
2020 『中国の歴史① 中華の成立 唐代まで』 岩波書店。
2003 『中国古代の王権と天下秩序―日中比較史の視点から―』 校倉書房、第1・3・5章。

第2章

井上浩一

- 1982 『ビザンツ帝国』 岩波書店。
2009 『ビザンツ 文明の継承と変容』 京都大学学術出版会。

菊池重仁

- 2020 「二章 西方キリスト教世界の形成」三浦徹編『歴史の転換期3 750年 普遍世界の鼎立』 山川出版社。

佐藤彰一

- 2013 『世界史リブレット人②9 カール大帝 ヨーロッパの父』 山川出版社。

中谷功治

- 2020 『ビザンツ帝国―千年の興亡と皇帝たち』 中央公論新社。

長友英三郎

- 1986 『ゲルマンとローマ』 創文社。

野崎直治

- 1997 「第一章 古ゲルマン時代」成瀬治、山田欣吾、木村靖二編『世界歴史体系 ドイツ史』 山川出版社。

ピーター・ウイルスン

- 2005 『ヨーロッパ史入門 神聖ローマ帝国』 山本文彦訳、岩波書店。

南川高志

- 1995 『ローマ皇帝とその時代』 創文社。
2013 『新・ローマ帝国衰亡史』 岩波新書。
2018 「一章 ローマ的世界秩序の崩壊」南川高志編『歴史の転換期2 378年 失われた古代帝国の秩序』 山川出版社。

渡部治雄

- 1997 「第二章 フランク時代」成瀬治、山田欣吾、木村靖二編『世界歴史体系 ドイツ史』 山川出版社。

第3章第1節

宮本一夫

- 2020 『中国の歴史01 神話から歴史へ』 講談社。

平勢隆郎

- 2020 『中国の歴史 02 都市国家から中華へ』講談社。
 鶴間和幸
- 2020 『中国の歴史 03 ファーストエンペラーの遺産』講談社。
 金文京
- 2020 『中国の歴史 04 三国志の世界』講談社。
 川本芳昭
- 2020 『中国の歴史 05 中華の崩壊と拡大』講談社。
 氣賀澤保規
- 2020 『中国の歴史 06 絢爛たる世界帝国』講談社。
 小島毅
- 2020 『中国の歴史 07 中国思想と宗教の奔流』講談社。
 杉山正明
- 2020 『中国の歴史 08 疾駆する草原の征服者』講談社。
 2016 『興亡の世界史 09 モンゴル帝国と長いその後』講談社。
 秋山元秀
- 1987 「中国の国土ーその多様性と統一の構造」竹内実『現代中国の展開』NHK 出版、25-26 頁。
- 応地利明
- 2011 『都城の系譜』京都大学学術出版会。
- 妹尾達彦
- 1999 「中華の分裂と再生」樺山紘一ほか（編）『岩波講座 世界歴史 9 中華の分裂と再生』岩波書店、3-14 頁。
 2001 『長安の都市計画』講談社。
 2018 『グローバル・ヒストリー』中央大学出版会。
- 布野修司
- 2015 『大元都市 中国都城の理念と空間構造』京都大学学術出版会。

第3章第2節

- 井上和人
- 2011 「日本古代都城の展開と東アジアの都城」『国史学』205、14-25 頁。
 2020 「平城京」「隋唐の王都」広瀬和雄・山中章・吉川真司（編）『講座 畿内の古代学 第III巻 王宮と都城』雄山閣、276-301 頁。
 2008（初出 2005、2006）「古代都城建設の実像」『日本古代都城制の研究』吉川弘文館、2-64 頁。
- 今津勝紀
- 2018 「畿内と近国・御食国」広瀬和雄・山中章・吉川真司編『講座 畿内の古代学 第I巻 畿内制』雄山閣、82-97 頁

市大樹

- 2019 「躍動する古代の都」吉村武彦・吉川真司・川尻秋生編『シリーズ古代史をひらく 古代の都—なぜ都は動いたのか』岩波書店、19-92 頁

河上麻由子

- 2020 「日本古代の「天下」と都城」『都城制研究』14、85-104 頁。

佐川英治

- 2016 『中国古代都城の設計と思想—円丘祭祀の歴史的展開—』勉誠出版。

妹尾達彦

- 2018 『グローバル・ヒストリー』中央大学出版部。
2020 「隋唐の王都」広瀬和雄・山中章・吉川真司編『講座 畿内の古代学 第Ⅲ巻 王宮と都城』雄山閣、414-431 頁。

西本昌弘

- 1984 「畿内制の基礎的考察—日本における礼制の受容—」『史學雑誌』93(1)、37-68 頁。
2018 「畿内制とウチツクニ」広瀬和雄・山中章・吉川真司（編）『講座 畿内の古代学 第Ⅰ巻 畿内制』雄山閣、56-81 頁。

広瀬和雄・山中章・吉川真司

- 2018 「総説」広瀬和雄・山中章・吉川真司（編）『講座 畿内の古代学 第Ⅰ巻 畿内制』雄山閣、6-32 頁。

三谷博・李成市・桃木至朗

- 2020 「『周辺国』の世界像-日本・朝鮮・ベトナム」三谷博『日本史のなかの「普遍」—比較から考える「明治維新」』東京大学出版会、103-136 頁。

渡辺信一郎

- 2020 『中国の歴史① 中華の成立 唐代まで』岩波書店。

執筆分担

序章：小野

第1章：真木

第2章：松本

第3章第1節：小野

第3章第2節：栗山

終章：真木